

Ⅲ 国税との主な違い

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税(減価償却)の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価(償却)の方法	一般の資産は 旧定率法	一般の資産は定率法・旧定率法又は定額法・旧定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却(注)(所得税・法人税)	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円(備忘価額)
改良費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する。)	原則として区分評価
中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(租税特別措置法)	認められません	認められます
リース資産(所有権移転外ファイナンスリース取引)	所有者(賃貸人)に課税	平成20年4月以後の契約は、賃借人の資産として減価償却処理

(注) 法人税法施行令第60条または所得税法施行令第133条の規定による増加償却を行った資産については、償却資産の評価上、控除額の加算を行うことができます。この場合、届出書等が必要となりますので、申告の際に添付してください。

Ⅳ 電子申告について

インターネットを利用した償却資産の電子申告ができます。電子申告を利用される方は、事前に準備および手続きが必要です。

また、電子申告の利用をやめる場合は、廃止の手続きが必要となります。

電子申告の内容につきましては、eLTAX(エルタックス)ホームページをご覧ください。(http://www.eltax.jp/)

お電話の場合は、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。

電話番号 0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合 03-5500-7010

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く)